

令和7・8年度調布市青少年健全育成方針

次代を担う青少年が家庭や地域のぬくもりと恵まれた自然の中で、安全かつ快適にのびのびと遊び、学び、夢と希望をもち、いきいきと育つまちをつくることは、全ての市民の願いです。その実現に向けて制定した「調布市子ども条例」の精神のもと、令和7・8年度における調布市青少年健全育成方針を以下のとおり定めます。

近年、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しています。令和4年4月には成年年齢が18歳に引き下げられ、また、令和5年12月には全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目的とした「こども大綱」が制定されるなど、社会的にも大きな変化がありました。

その一方で、従来からのいじめ・差別・自殺・不登校・ひきこもりといった諸問題に加え、近年では、地域社会の人間関係の希薄化などから、青少年の社会参加の機会が減少しており、青少年の規範意識の低下やマナーの悪さなども指摘されています。

また、スマートフォンやSNSの普及にともない、自撮り被害¹や闇バイト²等の犯罪被害やSNS等における誹謗中傷の書き込みなどのインターネット上のいじめ問題、大麻や危険ドラッグなどをはじめとする違法薬物の乱用の広がりなど、SNSに起因する様々な問題も生じています。

そのほか、家族の介護や看病等を担うことで青少年に過剰な負担がかかるヤングケアラーといった新たな問題も生じています。

これらの多様かつ複合的な問題の解決に向けては、行政が実施する施策に青少年の意見を反映させながら、関連する諸団体等が連携・協力し対策を推進するとともに、青少年を孤立させず、地域全体で支えていく社会を築くことが重要となります。

青少年が心身ともに健康で心豊かに成長し、生活するうえで必要な能力及び他者との協調性や人間関係能力を高めるとともに感受性を高め、次代の担い手として活躍できるよう、次のとおり重点目標を設定し、家庭、学校、地域及び行政が連携・協力して、青少年の健全育成のための諸施策を推進していきます。

¹ 自撮り被害：だまされたり、脅されたりして、自分の裸の画像等を撮影させられたうえ、メールやSNS等で送信させられる被害のこと。

² 闇バイト：SNS等で高額な報酬をうたって、犯罪へと誘うときに使われることば。

重点目標

1 家庭・学校・地域・行政の連携による青少年への支援

青少年にとって、家庭は基本的な生活習慣や社会規範を身に付けるために最も大きな役割を担っています。また、学校では集団生活を通じて青少年の社会性や創造力等を養うほか、地域においては、周囲の大人の見守り等により、青少年が健やかに育つ環境づくりに努めることが重要となります。一方で、行政は、青少年を取り巻く状況を的確に把握し、青少年の健全育成に係る総合的な調整を図り、有効な施策を遂行する役割を担っています。

さらに、「こども大綱」ではライフステージ³を通じた切れ目のない支援の必要性をうたっていることから、青少年が健康で心豊かに成長できるよう、これらの役割を担う家庭・学校・地域・行政が連携を図りつつ、年齢等により支援の手が途切れることがないよう青少年への積極的な支援を行います。

【推進事項】

- ・しつけ等家庭教育の充実
- ・子育てへの支援
- ・家族内コミュニケーションの増進
- ・食育の推進
- ・児童虐待防止のための連携強化
- ・ヤングケアラー対策
- ・教育相談、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等相談機能の充実
- ・いじめの未然防止及び早期発見の取組の強化
- ・あいさつ運動の推進
- ・困難を抱える子ども・若者への支援

2 青少年の社会参加活動の推進

青少年は、文化、スポーツ、レクリエーション、ボランティアなどの様々な活動に参加することで、個性を伸ばし、人間性を豊かにするとともに、地域社会の一員であることを自覚することができます。

こうした様々な体験活動を通じて、青少年が互いを尊重し、次代の担い手として活躍できるよう、青少年の社会参加活動を推進します。

【推進事項】

³ ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期などのそれぞれの段階のこと。

- ・多様性を認め合える活動の推進
- ・文化・スポーツ・レクリエーション活動への支援
- ・様々な体験活動の充実
- ・ボランティア活動推進のための機会提供

3 健全な環境づくりと非行防止活動の推進

調布駅は京王線本線と相模原線が交わる位置にあり，他市から青少年が集まりやすい状況にあることに加え，青少年を犯罪等の被害から守るためには，調布駅周辺における健全な環境づくりは特に重要な意味を持ちます。

あわせて，SNS等を通じて青少年が振り込め詐欺における受け子や闇バイト，違法薬物の販売等のトラブルに巻き込まれることのないよう，予防のための取組も重要です。

青少年を有害な環境から守るために，フィルタリング⁴やペアレンタルコントロール⁵の活用など，インターネットを利用するうえで有効な機能について周知するとともに，薬物の危険性について啓発するなど，積極的な広報活動を行うほか，市内における補導件数を注視するとともに地域における見守りを強化し，健全な環境づくりと非行防止活動を推進します。

【推進事項】

- ・インターネット上の有害環境のほか，不健全な電子メディアや図書類等から青少年を守る対策の強化
- ・青少年の性被害撲滅への啓発の強化
- ・健全な地域環境づくりの推進
- ・安全な地域づくりの推進
- ・薬物乱用や非行を防止する教育及びその啓発活動の強化

4 青少年の居場所の充実

青少年にとっての居場所とは家庭や学校だけではなく，児童館などの公共施設，さらには好きなことをしたり逆に何もしないで過ごす場所や時間など，安全に安心して過ごせる環境が居場所となります。

青少年の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう，青少年の声を聴きながら

⁴ フィルタリング：子どもに閲覧させたくない情報（アダルト，暴力，出会い系など）を表示させない機能のことをいう。子どもがブラウザで情報を検索しても年齢にふさわしくないコンテンツの場合は表示されないようにすることができる。

⁵ ペアレンタルコントロール：子どもが安全にインターネットやスマートフォン，ゲーム機等を利用できるように保護者が様々な機能の制限をかけることをいう。Web閲覧やアプリのダウンロード，使用時間を制限することなどを指す。フィルタリングはペアレンタルコントロール機能のうちの1つである。

居場所の充実を図ります。

【推進事項】

- ・ 児童館等青少年の居場所の充実
- ・ 青少年の意見聴取と事業への反映